【資料1】

新潟市障がい福祉課 平成25年12月19日 第7回条例検討会資料

差別をなくす対応策と 各検討グループから出された意見

目 次

≪商品販売・サービス提供/労働分野検討グループ≫	 	-	Ρ	1
≪建物・公共交通/住宅分野検討グループ≫	 		Р	7
≪教育/情報・コミニケーション分野検討グループ≫	 		P 1	1
≪福祉/医療分野/その他検討グループ≫	 		P 1	6

≪商品販売・サービス提供/労働分野検討グループ≫

- 1. 商品販売・サービス提供分野
- (1)対応策と委員意見等

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
①条例に「差別的取扱い」を禁止する規 定を設け、市民への周知を図る	・左記の対応策①に「事業者への周知」を加える。 ・希望者の能力を確認することなく、入学を拒否することが差別に当たることを指導・周知する。
②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止 する規定を設け、市民への周知を図る	 特に飲食店や旅館などでは、事業主としての立場も出てくるので、義務規定は厳しい。努力義務規定にするなど、柔軟性が必要。 "本人の直筆でなければ認められない"や"物の場所を教えてと頼んだら文句を言われた"などは明らかな差別であるので、差別事例の代表例として条例の中で具
	体的に示す必要がある。 ・民間施設での設備面の整備については、一律に議論することは難しいのではないでしょうか。業種ごとのガイドラインを待つという選択肢もあるのではないでしょうか。 ・お金はかかるが、障がい者が他人に頼らなくてもお風呂に入れるように貸切風呂を作る。 ・左記の対応策②に「事業者への周知」を加える。
	・(番号 47・48) については、「差別的取扱い」に該当する事例ではないか。
③市民、事業者、商品販売・サービス提供職員等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発・研修を行う	 ・拒否の理由としては、盲導犬というものを理解していないために"犬"という括りで見てしまい、「吠える」「汚い」などのイメージを持ってしまうということが考えられるため、やはり事業主に対しても周知啓発を行う必要がある。 ・祭りの実行委員は地域住民であるので、やはり啓発が必要。 ・左記の対応策③に「身体障害者補助犬法、障がい当事者の気持ちの理解」を加える。

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
	・障がいのある人に対する差別・無理解・誤解・偏見等がある事例を公表し、特に障がいのある方の心理についての広報・周知を行う。
	・代筆については、同じ銀行であってもその会社ごとに対応が違う。ほとんどのところでは複数人立ち会いのもとで代筆が認められているが、中には代筆をまったく認めないところもあり、これは明らかに会社や担当者の理解不足である。
	・地域住民に対して研修を行う。
	・店員の教育が必要。・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい 者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づ くりを行う必要がある。
④商品販売・サービス提供職員等が、各 障がい者の障がい特性に応じた配慮を 行う	
⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・ 助言・あっせん・勧告・公表等を行う	· "知り合いであったのに"写真の枚数を間違えられたというところがひっかかったのだと思う。仲裁する機能も必要。
	・ひとつひとつの事案に対し丁寧に介入し、解決する仲 介役が必要。
	・このような障がいのある人の差別事例や訴えを吸い上 げる仕組みが必要であり、"相談・紛争解決機関"がそ の役割を担うべき。
	·"相談·紛争解決機関"は、苦情処理というより"困り ごと相談"のようなイメージ。
	・相談・紛争機関を未然防止策の一つと位置付ける。
	・話し合いの場を持ち、双方の相互理解に努める。
【追加1】障がい者との交流の機会をつくる	・障がいのある人が祭りに参加しなくなってしまうと、地域住民が障がいのある人の困っている姿を目にする機会がなくなる。
【追加2】障がい者に対応するためのマ ニュアルを作成する	· 事業者に対して、代筆時のマニュアルを作成するよう 指導する。

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
【追加3】障がい者に対して適切な説明 を行う	 ・もしかすると、どうしても直筆でないとダメというものもあるかもしれないが、それについてはきちんと本人が納得できる説明が必要。 ・事業主にも契約相手を選ぶ権利はあるが、きちんとした事前説明や、断る際の合理的理由の説明が必要。
	・障がいがあることがわかると最初から断るというスタンスや理不尽な拒否を禁止するために、事業主には合理的説明責任がある旨を条例に盛り込む。
【追加4】障がい者に対する事業者の取組みを周知する・褒める仕組みを設ける	・"盲導犬同伴歓迎"のお店にはマークを付けたり市のホームページに掲載するなどのインセンティブが与えられると、それを武器にする事業主も出てくるのではないか。 ・事前連絡がいらないお店等のマップを作る。また、そ
	のお店を紹介する仕組みを作る。
【追加5】差別解消推進委員会を設置する	・差別解消推進委員会を設置し、市民・事業者への啓発 と相談支援を行うとともに、障がい者差別の未然防止 に努める。
	・窓口の対応を希望する方やATMの操作時に手助けのいる方を対象にカードを作成する。そのカードを提示することで必要な手助けが分かるような仕組みを作る。

- ・実際、祭りの会場は混み合っていて通路も狭いため、危険を伴うかもしれないが、優先レーン のようなものを設けてみてはどうか。
- ・事前連絡をもらい、来店の際にきちんと対応しているのであれば、それはよいお店ではないか。
- ・写真の枚数間違えなどは、障がいのあるなしにかかわらず起こりえること。消費生活センター などへの申入れも考えられる。
- ・旅行に関するものについては、要望的な事例であるため、ガイダンスや相談機能で救うのがよいのではないか。
- ・盲・聴導犬の同伴を受け入れなければならない旨、条例に定める。

2. 労働分野

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
①条例に「差別的取扱い」を禁止する規 定を設け、市民への周知を図る	・「差別的取扱いの禁止」については、明確にするために「不当な」を付け加える。合理的理由のある「区別」まで排除するものであってはならないと思う。例えば、作業効率が著しく劣るような状況であれば、労働の対価である賃金が低いのはやむを得ないと思うし、逆にそんなに変わらないのに、低い場合は「差別」となる可能性が高い。
	・受験資格において、対象を障がい種別で限らない。 ・応募の場合は"機会均等"であることを強調して条例 に盛り込む必要がある。
②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る	・合理的とはどこまでかわからないが、それはひとつひとつのケースの事後対応において個別具体的な線引きをし、積み上げて、ある程度の基準ができるとよい。 ・「合理的配慮の不提供」を禁止する規定となっているが、民間事業所については、努力義務規定の方が現実的と思料する。規模が小さい企業ではハード面での投資が難しいこともあるかもしれない。障がいの特性によっては、雇用できないこともあることを理解いただきたい。
③市民、事業者、人事担当者等に対して、 障がいや障がい者への理解を深める周 知啓発・研修を行う	 ・職場で情報保障の活用について周知する ・障がいの有無に関わらず、一人の人間として対応する精神・気持ちを、本人・関係者・市民が持つこと。 ・ソフト面では障がいがあるからという理由でミスが発生するのでは?という気持ちになってしまう企業が多いだろう。その、"理解が足りない"ということを解決する必要がある。 ・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づくりを行う必要がある。

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
④市・事業所の人事担当者・職員等が、 各障がい者の障がい特性に応じた配慮 を行う	
⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・ 助言・あっせん・勧告・公表等を行う	・差別・虐待・傷害等の恐れのある場合の相談体制を整 え、擁護すべく考慮する。
【追加1】事業者へ障がい者に関する制 度の周知を図る	・事業者が使える制度もいくつかあるためそれをうまく 活用してほしい。その周知も必要。
【追加2】障がい者に対して適切な説明 を行う	・障がいのあるなしに関わらず、貢献具合により賃金が 変わるのは普通のことであるが、ここに挙げられてい る事例については説明不足で事業者の対応がよくない と思われる。
【追加3】障がい者に対して適切な情報 提供を行う	・ハローワークや合同面接会を利用するとマッチングも しやすく、そこで紹介されている企業も理解があると ころが多いが、当事者はその情報も不足しているかも しれない。積極的な情報提供・発信が必要である。 ・労働については斡旋機関が複数あるため、それらにつ いての情報提供も必要。
【追加4】障がい者の就労を支援する	・面接時のトラブルに関しては、支援者が同席し、説明を受けたり、質疑を発し応答を求めたりする、ある程度踏み込んで被面接者の支援をするシステムはできないのか。 ・斡旋機関等に1人で行くことが困難であれば、支援者同席も必要。
	・職業訓練校等へ行き、手に職をつけることが大切(自分に出来そうなこと) ・事業者側には、障がい者ができる仕事を見出すこと(仕事内容を細分化し、切り分ける)に取り掛かってほしい。知的障がい、発達障がいなどにおいては、単純な作業であれば(1つの作業に特化すれば)、出来る人と出来る仕事が見つかるはずである。

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
【追加5】差別解消推進委員会を設置する	· 差別解消推進委員会を設置し、市民・事業者への啓発 と相談支援を行うとともに、障がい者差別の未然防止 に努める。
【追加6】インクルーシブ教育を推進す る	·障がい者への理解を深めるため、教育の場において、 障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備する必要 がある。
【追加7】障がい者との交流の機会をつ くる	· 市民にとって、障がい者が身近に感じられるようになることが大事。

- ・労働問題に関しては、トラブルが起こることを前提にしておく必要があり、何か問題が起きた 時のケースを事業所側も想定しておく必要がある。
- ・事業所も"ハローワークを通じて"というガイダンスをしてはどうか。

≪建物・公共交通/住宅分野検討グループ≫

- 1. 建物·公共交通分野
- (1)対応策と委員意見等

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
①条例に「差別的取扱い」を禁止する規 定を設け、市民への周知を図る	
②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止 する規定を設け、市民への周知を図る	·(番号 127) のような事例について、全ての施設で対応 するのは難しい。
③市民、事業者、施設・公共交通機関職員等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発・研修を行う	・席が空いているのに、バスの中で立っている視覚障がい者がいた場合、運転手だけでなく、他の乗客も席があいていることを教えるべき。
	・車椅子の方が乗車したとき、「車椅子対応をしています ので、少しお待ちください」などのアナウンスをすべ きではないか?一方で、アナウンスすること自体が、 「無意識の差別に当たる」と当事者に言われたことも ある。難しい問題。→全体会で諮る
	・宿泊施設等が、盲導犬を同伴する障がい者の利用を断 らないようにするため、既存の法律(身体障害者補助 犬法)の周知や研修を行う必要がある。
	· 行政だけではなく、障がい当事者が障がい者差別をなくす取組み(周知啓発・研修)をすべきではないか。
	· 障がいや障がい者について理解を深めるため、学校で の教育が大事。
	·障がい者の乗車拒否などが起こらないよう、社内研修 をしっかりやることが大事。
	・市民において、点字ブロックへの理解がない。→理解を深める活動を行う必要がある。
	· 社会参加促進等を考慮し、事業主・関係機関は障がい や障がい者について理解を深めるようにする。
	・バスの運転手に対して研修が必要。
	・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい 者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づ くりを行う必要がある。

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
④施設・公共交通機関職員等が、各障が い者の障がい特性に応じた配慮を行う	
⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・ 助言・あっせん・勧告・公表等を行う	
【追加1】障がい者に対する事業者の取組みを周知する・褒める仕組みを設ける	・事業者(例:新潟交通)の取組みについて、市民や障がい者団体に対し周知啓発を行う。 ・事業者の取組みを障がい当事者が褒める仕組みがあると良い。
	・障がい者への対応が優れた施設を市報等で掲載するな ど、企業側にメリットがある仕組みがあると良い。
【追加2】事業者の悩みを解決する仕組 みを設ける	・車椅子でバスに乗車する障がい者が、「乗車に5分・降車に3分かかるため、他の乗客に迷惑がかかる」という理由で、車椅子の固定を拒否し、困っているという話が、新潟交通の担当者からあった。 →事業者の悩みを解決する仕組みが必要。地域の人・障がい当事者・事業者など様々な立場の人が、オープンな場で話し合うことで解決できるのでは。
【追加3】差別解消推進委員会を設置する	・差別解消推進委員会を設置し、市民・事業者への啓発と相談支援を行うとともに、障がい者差別の未然防止に努める。 ・上肢不自由な障がい者が駐車券発券機を使うことができない場合、呼び出しボタンを付けたり、電話番号を表示して、手助けを求められるような体制を作る。
【追加4】障がい者との交流の機会をつ くる	・障がい者への理解を深めるため、障がい者との交流する機会を設ける必要がある。・ソフトの充実・豊かな人の交わりにより、みんなが手助けしてくれる社会を作る。

- ・小中学生でも理解できるよう、条例の条文はわかりやすくすると良い。
- ・条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある。
- ・JRの事例については、JRに話を聞かないとわからない。
- ・全体的に背景がわからない事例が多く、議論が難しかった。
- ・低床バスを増やす。

2. 住宅分野

(1)対応策と委員意見等

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
①条例に「差別的取扱い」を禁止する規 定を設け、市民への周知を図る	
②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止 する規定を設け、市民への周知を図る	
③ 市民、事業者、住宅関係者等に対し て、障がいや障がい者への理解を深め る周知啓発・研修を行う	・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい 者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づ くりを行う必要がある。
④相談・紛争解決機関を設置し、相談・ 助言・あっせん・勧告・公表等を行う	
【追加1】障がい者に対して適切な説明 を行う	・なぜ入居を断るのか、家主はきちんと説明する義務が ある。
【追加2】差別解消推進委員会を設置す る	・差別解消推進委員会を設置し、市民・事業者への啓発 と相談支援を行うとともに、障がい者差別の未然防止 に努める。

- ・障がい者が入居できる物件を不動産屋は押さえている。
- ・市営住宅については、視覚障がい者向けの専用住宅があり、別途抽選を行っている。

≪教育/情報・コミニケーション分野検討グループ≫

1. 教育分野

差別をなくす対応策	委員意見等(一次意見含む)
①条例に「差別的取扱い」を禁止する規 定を設け、市民への周知を図る	・「差別的取扱い」ではなく、「扱い」及び「対応」という言葉に変えるべきである。「取扱い」という言葉に「差別」を強く感じる。 ・障がいを理由にして不合格にするのは理不尽。
	・今そのようなことがあれば、法律に抵触する。学校から「参加させない」とは言わない。
②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止 する規定を設け、市民への周知を図る	·義務教育でなくても合理的配慮は必要であり徹底する。 高校も大学も。
	・教育は、発達過程は人々で異なるので同じ水準を求め てよいか。子どもにとって必要な活動はなにか。合理 的配慮でなるべく同じことをする。
	・昇降機を設置する等の合理的配慮がなされていない。
	・移動できる手段を学校が考える必要がある。
	・事例として「校外での学校の行事は外される」とあったが、本人の障がいの状況がわからず、背景もわからないので、はっきりは言えないが、みんなと一緒での教育活動は問題が起きるものの「一緒にいたい」とも思うので、問題をいかに解消するかということは議論できる。
③市民、事業者、教育関係者等に対して、 障がいや障がい者への理解を深める周 知啓発・研修を行う	・障がい者への理解が不足している。 ・教職員に対して、差別禁止の教育を行う。 ・特別支援教育の免許を取得した教員の養成。 ・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づくりを行う必要がある。

*************	子吕本日佐 / 《上本日人志》
差別をなくす対応策 	委員意見等(一次意見含む)
④教育関係者等が、各障がい者の障がい 特性に応じた配慮を行う	・学校では、具体的な問題に対して、障がいの有無にか かわらず学校での対応を決めておけばよい。
⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	 ・「学校から追い出された」事例について、今はありえないが、あったとしたら理不尽なあつかいである。不服申し立てや調停する機関が必要。 ・「医療的ケアが必要なのか」医師を入れて聞き取りするなど、判断するうえでの助言を受けることがよい。 ・それぞれの専門職により聞き取りを行い、助言する仕組みをつくる。 ・教育は二つの段階とする。入口:入学の時に門前払い⇒調停機関(外部機関)入学してから:合理的配慮がされているか⇒個別の教育支援計画(内部+専門機関) ・悪質な場合、罰則として、市報などでケースを公表する。
【追加1】個別の教育支援計画を作成する	・学校のみの意見や保護者のみの意見は偏ってしまう。 本人の意見を入れた「個別の教育支援計画」にあわせれば、このような問題は減少するであろう。 ・具体的な個別の教育支援計画を作るための専門機関を作る。 ・教育場面での合理的配慮の徹底のためにも個別の教育支援計画が必要である。 ・教育は二つの段階とする。入口:入学の時に門前払い⇒調停機関(外部機関)入学してから:合理的配慮がされているか⇒個別の教育支援計画(内部+専門機関)
【追加2】差別解消推進委員会を設置する	・差別解消推進委員会を設置し、市民・事業者への啓発 と相談支援を行うとともに、障がい者差別の未然防止 に努める。
【追加3】インクルーシブ教育を推進す る	・教育を受ける権利は、障がいの有無に関わらず皆等しくあることを明言する。・地域の子供は地域で学ばせ育てることを明言し、市が責任を持ち対応することを明らかにする

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
【追加4】障がい者に対して適切な説明を行う	・「説明責任を果たす」これを条例にいれることがよい。 合理的配慮を求められ、それができない理由を説明する。 ・「できない理由」は「合理的配慮について説明責任を果 たす」とする。
	・特別支援学級の児童の担任から「特別支援学校へ行け」 と保護者が言われ泣いたという事例があった。説明を する必要があり、情報をいっぱい提示したうえで「ど うしますか」であればよい。
	・合理的配慮の説明責任を果たす。介助員がつけれない ことへの説明が必要。他の手段を見つける努力が必要。
	・参加したことで亡くなってしまった事例があり、遠慮 してもらうことも必要か。

- ・共に何ができるかということを考える。でもこれができないということも考える。
- ・障がい児を受け入れた学校情報の実績をデータベース化する。市民や教育委員会にとってデータベース化が大切ではないか。
- ・「はずされた」「断られた」「やめさせられた」という事例の背景はわからないが、本人がそう思っていることは、話し合いが不足。
- ・いじめ防止教育をしつかり推進していく。
- ・過渡期であり、昔の障がい児教育のイメージの人もいるので、この条例が転機となればよい。
- ・定時制高校を維持するための施策。農業高校・商業高校などの存続のための施策。
- ・校長の裁量によるものが大きい。教職員組合の協力がないと受け入れられない。就学前指導による特別支援学校へ進学することを勧めることが強調されている。
- ・特別支援学級や特別支援学校で学ばず、普通高校への進学をあきらめ高等養護に進学したいと 希望したときにその道が閉ざされている実態がある。

2. 情報・コミニケーション分野

差別をなくす対応策	委員意見等(1 次意見含む)
①条例に「差別的取扱い」を禁止する規 定を設け、市民への周知を図る	
②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止 する規定を設け、市民への周知を図る	· 条例には行政の義務であることを入れる。民間は努力 義務。
③市民、事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発・研修を行う	・小学校から教科として「障がい」を理解してもらう。 子どもの時からわかるようになれば大人になっても理 解できることになる。周知啓発と言って押し付けでは 差別はなくならず、興味を持ってもらう仕掛けが必要。
	・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい 者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づ くりを行う必要がある。
④市・事業所の職員が、各障がい者の障 がい特性に応じた配慮を行う	·目が見えると言っても文を読めるとは限らず、漫画と か絵でわかりやすいように配慮する。
	・障がいにより対応は異なるので、基本対応や個別対応 を条文に入れられればよい。
	· 会議や行事の申込みには、必ずFAX番号を入れるよ うにしてほしい。
	・行政窓口では、障がいへの対応をまとめておき、状況 によりカードを使用するなりして理解を求める。その ような方法を行政から民間に広め、市民全体がわかる ようにする。
	・選挙の投票所でも基本の対応だけでなく障がいに応じ た個別対応があればよい。
	・障がい者への気配りを行政からしてほしい。
	·事業主に対し、障がいの特性を理解してもらい、かつ リアルタイムの情報を提供できるように指導する。
⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・ 助言・あっせん・勧告・公表等を行う	· 事後対応策において、勧告・公表等に指導というもの は馴染まないか。

** Dil ** * * * * * * * * * * * * * * * * *	
差別をなくす対応策 	委員意見等(1 次意見含む)
【追加1】障がい者に対する事業者の取 組みを周知する・褒める仕組みを設け る	・罰則という話もあるが、褒めることも効果があるのではないか。たとえば情報保障の優良な企業にマークを貼るなど。
【追加2】差別解消推進委員会を設置する	・川崎委員より差別解消推進委員会をつくるという新たな提案について全員賛成。ほぼ全部の差別事例に適応すると言える
	・肢体不自由者はATMが利用できず、通帳と印鑑を持って手続きを行い、窓口で手数料を支払う。手数料を 減免してほしい。
	・必要な手助けが記載してあるカードを作成。そのカードを提示することで必要な手助けが分かるような仕組みを作る。
【追加3】情報保障を行う	・災害時の情報保障が必要。
	・必ず、すべての人に情報保障してほしい。
	・選挙での情報保障は必要だが対応は要検討である。
	・ATMはタッチバネルになってから視覚障がい者は使 えないので電話で人を呼び出すことになる。
	・全ての聴覚障がい者が、文章での情報取得・筆談での コミニケーションが最適であるとは限らない。
	·緊急時の情報手段として、電話だけでなく、聴覚障が い者にメールも活用する
	・電光掲示板の設置を義務付ける。
【追加4】障がい者に対応するためのマ ニュアルを作成する	・一般の人が障がいを理解できるマニュアルが必要では ないか。

- ・条例で、必要な方には代筆すべき旨を定める。
- ・代筆は知的障がいや精神障がいにも認めてもらいたい。

≪福祉/医療分野/その他検討グループ≫

1. 福祉分野

「一)が心水と安良心儿号	
差別をなくす対応策	委員意見等(一次意見含む)
①条例に「差別的取扱い」を禁止する規 定を設け、市民への周知を図る	・不当な差別的扱いについて、分野別に具体的に定める。 ・障がいのある子の早期支援体制の確立がシステム的に 出来るよう早期発見・早期対応が、市及び市民の義務 であること、障がいのある子も無い子も、ともに地域 に支えられ、育てられる権利を有する事を明確に位置 付ける。
②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止 する規定を設け、市民への周知を図る	・障がいのある子を受け入れるにあたり、人的増員対応 や設備的な改善が必要と判断された場合は、市は、そ の多大な事業者負担に対しての財政的支援に関して共 通の責任を負う事を明確にする。
③市民、事業者、福祉従事者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知を発・研修を行う	・周知啓発については、市民の人たちの目に入り耳に触れて、認識してもらうことが重要。(テレビ・ラジオの放送、新聞の記事掲載への働きかけ、差別問題等を取り上げた DVD の作成と活用(メディアへの提供、学習会等への貸し出し)) ・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づくりを行う必要がある。 ・障がい(者)の特性、特徴を知らない。 ・コミュニケーションが困難な障がい者への対応について、作業所職員等への教育や指導を徹底するなどし、対応可能な職員を養成する。 ・コミュニケーションと笑顔の領収書が取れなければ、サービス提供とは言えない。 ・計画相談の相談支援専門員の質・量の向上をシステム化する(初任者研修・現任研修) ・外部の人(例:ボランティア)を入れて、職員の対応の改善を図る ・行政機関及び関係職員の差別的発言や言動を禁止する。
④福祉従事者等が、各障がい者の障がい 特性に応じた配慮を行う	・障がい者であっても、人より才能のある所を見つけ、 そこを最大限生かす。・障がいがあっても可能な作業やプログラムを組み入れるべき。

差別をなくす対応策	
⑤本人及びその保護者に適切な説明を行う	・受け入れできないことに関して合理的な理由を説明すること。 ・さらにそのことをきちんと説明する責任を負う事を条例に明記する。 ・福祉サービスはさまざまな事業者、施設から利用者が選択できるのがよい。施設が受入れ可能な障がいの状態について、事業ごとにガイドラインを作成しておく。 ・事業所で対応できないケースがあれば、説明したうえ適切な施設へ案内する。
	・個別の取り扱いを行うことは障がい者にとってメリットのある場合もある。誤解を与えないような説明をき ちんとすべき。
⑥相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	 ・障害者総合支援法の苦情解決システムや行政の指導システムを活用する。 ・看護師が導尿を断ったケースは、職務放棄。医師会へ情報提供、研修依頼などすべき。 ・障がいに関わる困りごとがあったら、気軽に相談を行える総合相談の窓口体制を市が準備する事が未然防止策の第一として必要。その上で、障がい福祉制度そのものの説明、その使い方についての説明を、障がい福祉の担当窓口又は委託相談支援事業者が行う。 ・差別かどうかの判定機関ではなく解決機関として動くスタンスを明確にする ・差別解消法に基づく体制整備を整える。 ・各福祉サービスの苦情処理システム等の周知
【追加1】施設のバリアフリー化を図る	・福祉施設が障がい者に配慮できない環境であるとしたら、増員や環境の改善が必要。・施設としてバリアフリー化は当然。・バリアフリー施設が備えるべき「ハード」「ソフト」「マインド」の基準を明らかにしておくべき。
【追加2】差別解消推進委員会を設置す る	・差別解消委員会を設置し、市民・事業者への啓発と相 談支援を行う。
【追加3】災害時の支援体制を定める	・災害時の避難所には、障がい者が必ずいる認識のもと、 合理的配慮が的確にできるよう、周到な準備をする。 ・福祉避難所はマニュアルや基準を作成しておくべき。

差別をなくす対応策 委員意見等(一次意見含む) 【追加4】対応マニュアル等を整備する ・障がい者に対する接し方を指導、教育する。 ・見た目では障がい者と分からない方も多い。当事者の 困惑に沿った対応ができるよう教育する。 ・対応マニュアルを作成し、障がい特性に合わせて照会、 紹介できるようにする。 ・専門家や専門機関に相談できるよう、横のつながりを システム化する。

(2) その他の委員

- ・いきなり障がい福祉サービス事業者を市民が申し込むスタイルではなく、「市(区)役所への申し込み→計画相談申し込み→相談支援事業者の決定→相談支援事業者の計画相談作成→相談支援事業者が事業者に当たる」というシステムに早急に改める。
- ・オールケアマネ(障がい福祉サービスの利用希望者全員への相談支援事業者配置)の早期実現。 介護保険の介護支援専門員と同じように、全ての障がいのある人に相談支援専門員が無料で付 く体制をいち早く実現する。
- ・障がい者が手帳を持つだけでウキウキした気持ちになるようなデザインに変えてみては。
- ・身体障がい者手帳の等級決定方法を、障がい者の生活実態に合ったものに変更する。
- ・行政が障がい者用の施設を作る。
- ・人権意識が欠如している。障がい者に対するリスペクトが足りない。
- ・互いの理解のためにも、ひまわりクラブなどは、障がい者と健常者が共にいた方がよい。(そのような意識作り)
- ・排せつが自立していない障がい児のプール制限に関して、障がい者と健常者とで分けるのは適切でない。体調にもよるし、考え方を変えるべき。水泳用おむつを利用するなど、物理的に解決できる手段もある。排せつがどのくらい自立しているのか、程度にもよる。
- ・障がい児と健常児を分けることは、子どもの発達を促す機会を失わせ、自尊心を低めてしまう。
- ・がん検診で順番を最後にされた件について、最初にする、最後にする、という対応ではなく、 効率的方法を工夫すべき。
- ・障がい者手帳の表紙を統一すべき。
- ・障がい特性に沿った手厚い補助制度を作るべき。

2. 医療分野

差別をなくす対応策	委員意見等(一次意見含む)
①条例に「差別的取扱い」を禁止する規 定を設け、市民への周知を図る	・「差別的取扱い」を事例等で明確にする
②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止 する規定を設け、市民への周知を図る	
③市民、事業者、医療関係者等に対して、 障がいや障がい者への理解を深める周 知啓発・研修を行う	 ・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づくりを行う必要がある。 ・新潟市医師会により、研修受講について呼びかけてもらうことができるのではないか。 ・障がい者に対する治療のノウハウがある病院に学ぶよう指導、教育する。
④医療関係者等が、各障がい者の障がい 特性に応じた配慮を行う	
⑤本人及びその保護者に適切な説明を行う	・専門用語等を使わずに済む場合はなるべく使わず、丁寧な説明をする必要がある。 ・医療界には、インフォームドコンセント、という概念・スキルが存在する。本来は、この領域なのだと思うが、医療関係者の不用意な発言に傷つけられている人は多い。障害者虐待防止法においても、病院・学校という二大虐待現場が対象から外された経緯もあり、特に職業ヒエラルキートップに置かれ続けている日本の医師という職業には、高度な患者心理学の学習を求めたい。・医療上の理由で)対応できないという説明が足りないことから、誤解が生じているケースもあるのではないか。 ・障がいの種類や程度によって適する医療機関があるとすれば、転院の提示はむしろ適切なのではないか。
⑥相談・紛争解決機関を設置し、相談・ 助言・あっせん・勧告・公表等を行う	・相談だけで終わる事の無いよう、実際に必要な医療と 結びつくまでの支援を繋ぐまでやりきる。 ・障がい者団体や医師会への通報
【追加1】意思伝達支援制度の整備	・コミュニケーション障がいのある方への通訳支援が必要 ・全医療機関共通個人カルテの作成・周知・活用 ・簡易説明パンフレットの作成(障がい特性別)

差別をなくす対応策	委員意見等(一次意見含む)
【追加2】差別解消推進委員会を設置する	・差別解消委員会を設置し、市民・事業者への啓発と相 談支援を行う。
【追加3】受診前の医療機関選択の段階で、気軽に相談が出来るシステムをつくる。	・コミュニケーション障がいで主訴が伝わらない等の回 避及び医療機関の負担軽減のために必要

(2) その他の委員

- ・手術の拒否事例について、術後の安静が保てないと予測される場合、手術を断念せざるをえないケースもある。
- ・背景が分からないと、差別的取扱いなのか分からない。
- ・専門家は、具体的な対応策を作り出す責任がある。
- ・言葉の発し方によって差別と捉えられてしまうケースもある。
- ・子どもではないのに家族にも診察室に入るよう指示されたケースでは、障がいの有無に関わらず家族にも病状を聞いてもらうことは意義がある場合もある。
- ・注射や採血など基本的医療行為は別として、痛みを伴う検査(胃カメラなど)などを安全に施 行するには、体制の整った病院を選ぶ方がより良いのではないか。
- ・対応可能な医療機関を公表すべき。(県の医療計画に任意的記載事項として記載する)

3. その他

(1)対応策と委員意見等

差別をなくす対応策	委員意見等(一次意見含む)
①条例に「差別的取扱い」を禁止する規 定を設け、市民への周知を図る	
②条例に「合理的配慮の不提供」を禁止 する規定を設け、市民への周知を図る	
③市民、事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発・研修を行う	・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づくりを行う必要がある。・誤解や偏見をもった会社に対しては、適切な対応を行うよう指導、教育を行う。
④相談・紛争解決機関を設置し、相談・ 助言・あっせん・勧告・公表等を行う	・悪質な会社は公表したり、罰金等を科す。
【追加1】差別解消推進委員会を設置す る	・差別解消委員会を設置し、市民・事業者への啓発と相 談支援を行う。

(2) その他の委員

- ・盲・聴導犬の同伴を受け入れなければならない旨、条例に定める。
- ・車椅子が利用できる店のガイドブックやホームページがあると良い。
- · 盲導犬には徹底的な訓練が施されていることを周知する。
- ・日本より外国の方が配慮が行き届いている。
- ・新潟市は、ユニバーサルデザインのトイレや駅等のバリアフリー化が遅れている。
- ·(警官不在時に使用する)交番の電話は、聴覚障がい者が手話、筆談を行えるようテレビ電話に する。
- ・社会的貢献事例を積み重ね、情報を共有化する。